

伊奈町自殺対策推進計画 <概要版>

計画策定の主旨

平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、我が国では自殺対策が推進されてきました。その結果、我が国の年間自殺者は平成 22 年以降、減少を続けています。

しかし、我が国の自殺死亡率は主要先進 7 か国で最も高く、年間自殺者数も依然として 2 万人を超えているなど、非常事態はいまだ続いています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされました。

伊奈町においても、全庁的な取組として自殺対策を推進するため、「伊奈町自殺対策推進計画」を策定します。

基本理念

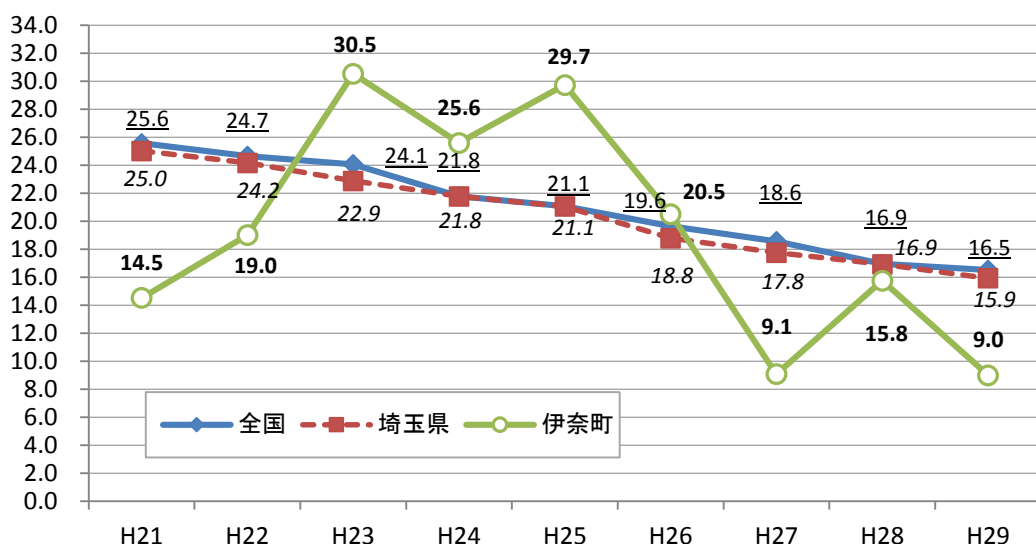
「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」

計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね 5 年に一度を目安として改訂されており、また、「い〜な健康プラン 2 1（伊奈町健康増進計画）」が平成 35 年（2023 年）に最終年度を迎え、「第 2 次伊奈町健康増進計画」を策定することから、本計画もそれに合わせて計画期間を 5 年とし、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、見直しを行います。

伊奈町の自殺の現状

「自殺死亡率」とは人口 10 万人あたりの自殺死亡者数です。伊奈町の自殺死亡率は、平成 23 年から平成 26 年まで 20 を超え、全国、埼玉県の数値を上回っていましたが、平成 27 年以降は、全国・埼玉県の値を下回っています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、庁内の関係部署だけでなく、関係団体、民間団体、市民等が連携・協働して、地域一丸となって自殺対策と総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にした上で、相互の連携・協働の仕組みを構築し、地域におけるネットワークの強化に取り組みます。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺を未然に防ぐためには、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要です。町の職員や地域住民等、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー研修等の必要な研修を行っていき、自殺対策を支える人材の育成を図ります。

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行うことです。様々な支援を総合的に行っていくことで「生きることの促進要因」を増やしていきます。

重点施策

(1) 子ども・若者に対する支援

いじめや周囲との人間関係、デートDV、進路、家庭内での悩みなど若者が抱え得る悩みに対応していくために、教育機関のみならず、庁内の関係機関が連携・協働し、支援を行っていきます。

また、「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、「SOSの出し方に関する教育」を学校の教育活動として位置づけ、保健師などの外部講師が授業を行うという形で実施していくことを検討します。

(2) 生活困窮者・無職者・失業者に対する支援

生活困窮者・無職者・失業者は、経済問題以外にも傷病、障害や人間関係等様々な問題を抱えている場合があり、自殺リスクが高いとされています。

包括的な生きる支援を実施していくことで、そうした方々の自殺リスクを軽減していきます。

(3) 高齢者に対する支援

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいとされています。

高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化を図っていくとともに、地域による見守りを強化していきます。

評価指標

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

健康づくり協議会の中で自殺対策に関して協議することで、関連機関等の連携の強化を図っていきます。

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

職員に対するメンタルヘルス研修の実施や、職員、市民向けのゲートキーパー養成講座を開催し、自殺対策を支える人材の育成を図っていきます。

基本施策 3 住民への啓発と周知

健康教育や文化祭などに際して、自殺対策に関するリーフレットを配布し、また、講演会等を開催し、住民に対する啓発と周知を行っていきます。

基本施策 4 生きることの促進要因への支援

生きることの促進要因への支援に携わる関係機関、団体に対してヒアリング等を行い、困難を抱えている人を適切な支援に導いていくための支援をしていきます。

重点施策 1 子ども・若者に対する支援

子ども・若者が、困難に直面したときに適切な支援を求められるよう、SOSの出し方に関する教育を実施します。

重点施策 2 生活困窮者・無職者・失業者に対する支援

生活困窮者・無職者・失業者等に対して生きるための支援を行っていくことで、自殺リスクを軽減し、自殺者数を減少させていきます。

重点施策 3 高齢者に対する支援

高齢者の孤立・孤独を防ぐために居場所づくり、社会参加への促進を図っていきます。

評価指標	実績	目標
	平成 30 年度 (2018 年度)	2023 年度
健康づくり推進協議会の開催回数【基本施策 1】	2 回	3 回
ゲートキーパー養成講座の受講者数【基本施策 2】	－	200 人
市民向け講演会や健康教育等の開催回数【基本施策 3】	－	3 回
SOSの出し方に関する教育の実施【重点施策 1】	－	全小学校・中学校で実施
健康長寿教室の参加者数【重点施策 3】	120 人	200 人

伊奈町自殺対策推進計画 <概要版>

平成 31 年 3 月

発行・編集：伊奈町 健康増進課（保健センター）

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 5161

TEL：048-720-5000 FAX：048-720-5001